

【目標 2】

乳幼児期における教育・保育の充実

- 1 乳幼児期における教育・保育を取り巻く状況
- 2 就学前教育の充実
- 3 保育サービスの充実
- 4 認定こども園の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

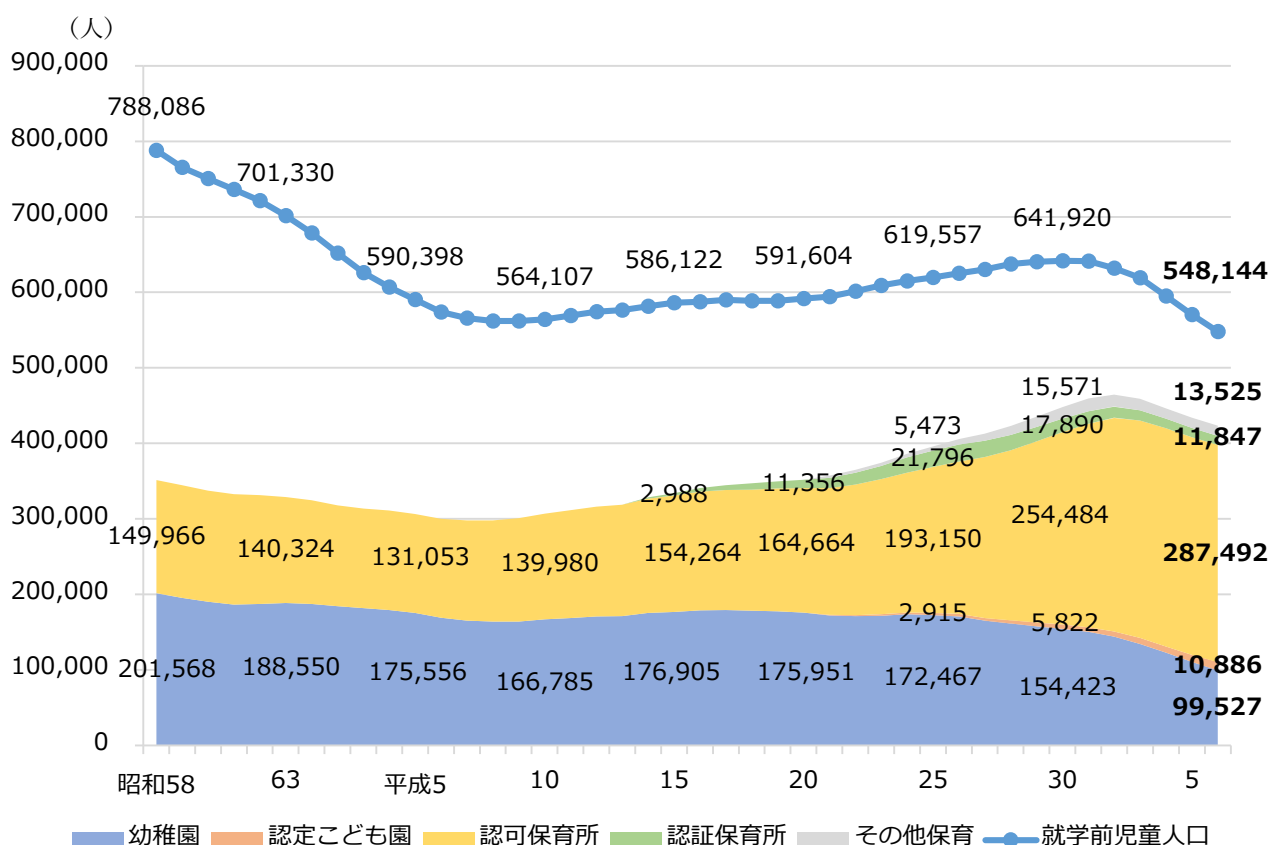
多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

【1 乳幼児期における教育・保育を取り巻く状況】

< 幼稚園・保育サービスの利用状況 >

- 過去約 30 年間の教育・保育施設等の利用状況の推移を見ると、幼稚園の利用児童数は緩やかに減少が続き、保育施設等の利用児童数は令和 3 年度までは増加傾向が続いていましたが、その後はほぼ横ばいで推移しています。

図表 19 幼稚園・保育施設等の利用状況の推移



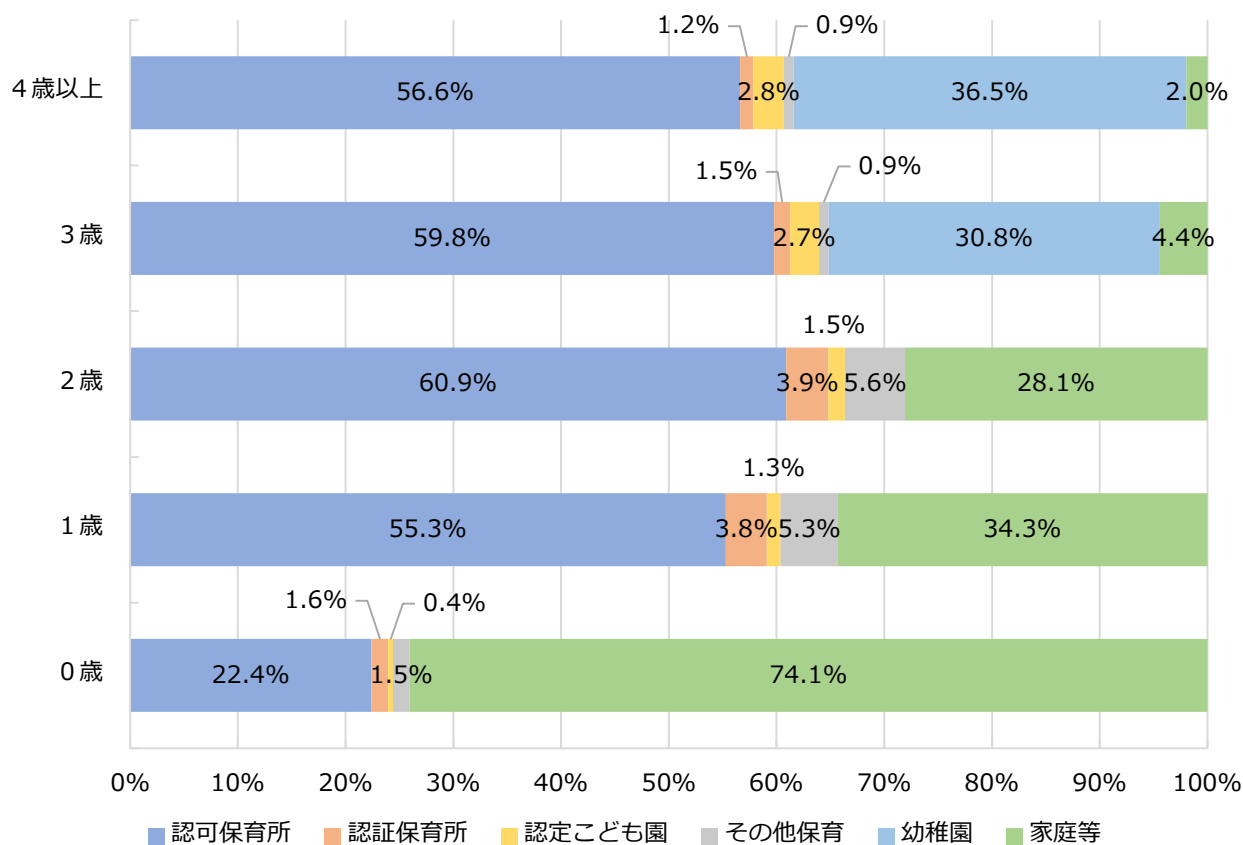
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年 1 月 1 日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉局

（注）幼稚園は各年 5 月 1 日現在、認可保育所、認証保育所、認定こども園及びその他保育は各年 4 月 1 日現在、就学前児童数は各年 1 月 1 日現在

認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計

- 都における教育・保育施設等の年齢別利用状況を見ると、家庭等の割合が1歳で34.3%、2歳で28.1%となっています。3歳以降は幼稚園の利用割合が3歳で30.8%、4歳以上で36.5%となっています。

図表 20 教育・保育施設等の年齢別利用状況（令和6年）

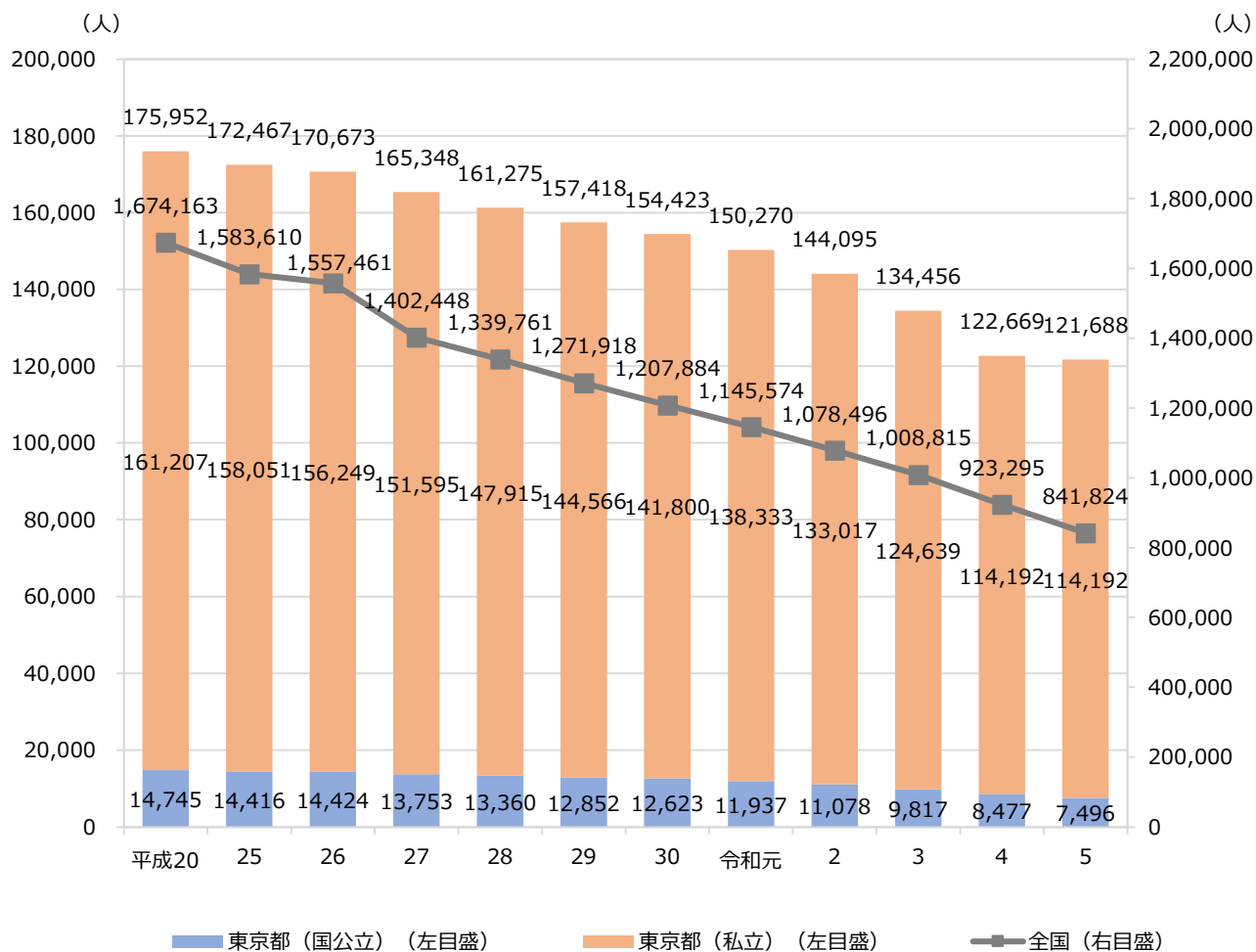


資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（令和6年1月1日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、
東京都福祉局

< 幼稚園の状況 >

- 東京都の幼稚園の状況について見ると、在園児数は、減少傾向が続いています。
全国の在園児数も、減少傾向が続いています。

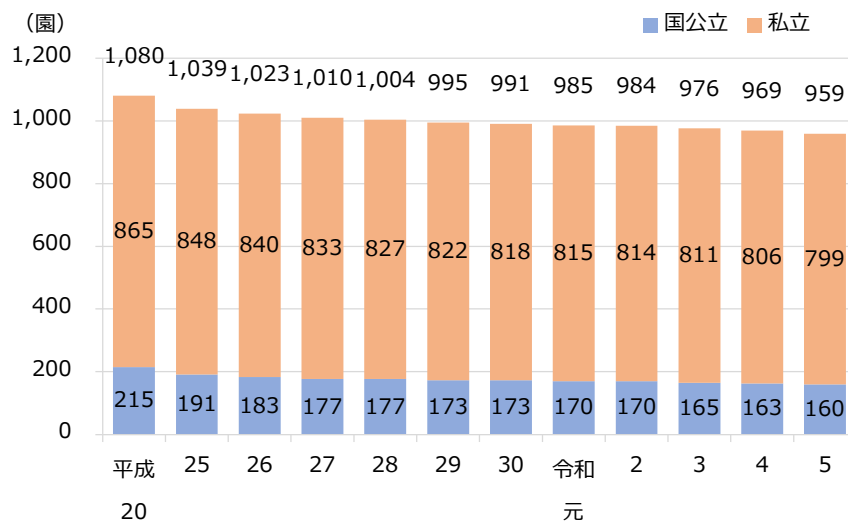
図表 21 幼稚園児数（全国・東京都）



資料：文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校調査基本報告」

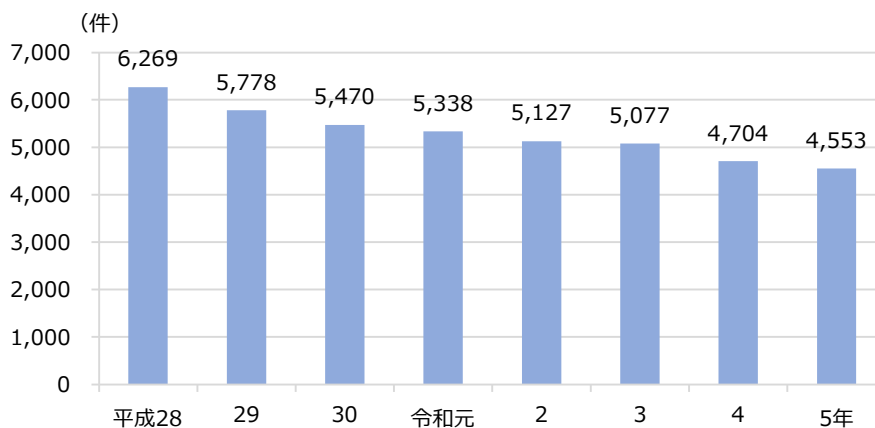
- 東京都の幼稚園数、教員数、幼稚園教諭免許状の授与件数はいずれも除々に減少しています。

図表 22 幼稚園数（東京都）



資料：東京都総務局「学校基本調査報告」（注：幼稚園数は、休園している園も含む。）

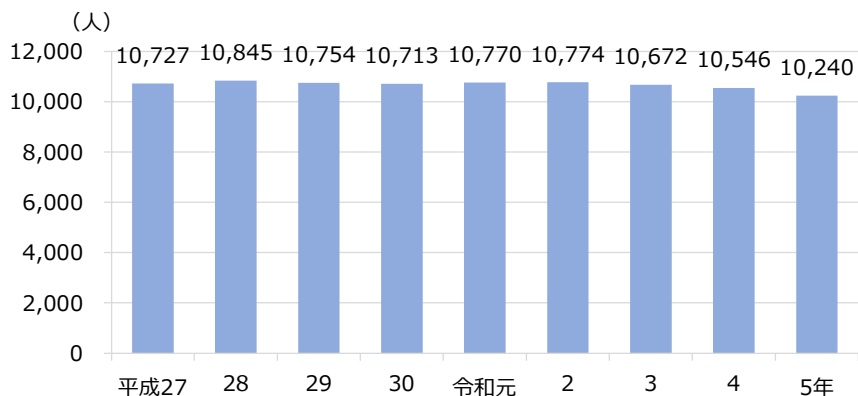
図表 23 幼稚園教諭免許状授与状況（東京都教育委員会授与分）



資料：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

（注）東京都教育庁の報告数

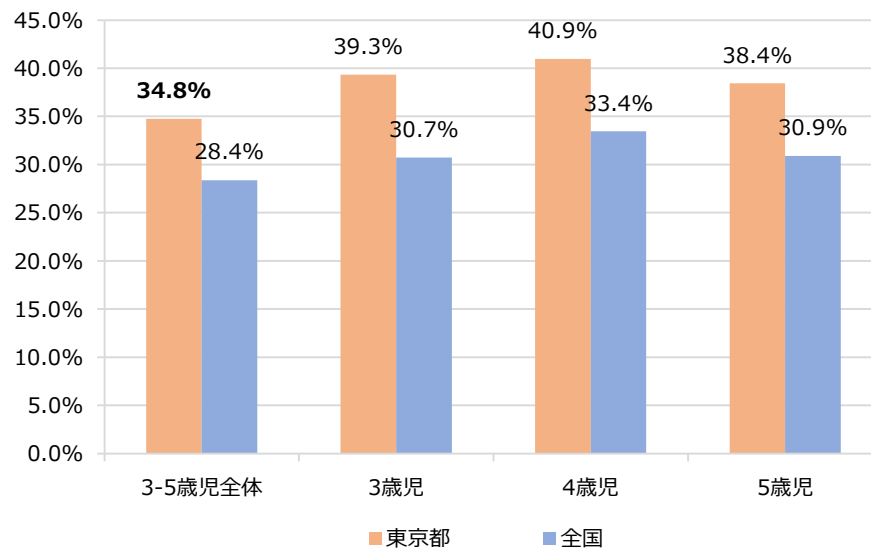
図表 24 教員数（東京都）



資料：東京都総務局「学校基本調査報告」（注：本務者のみを計上）

- 東京都の3～5歳児の幼稚園就園率は34.8%であり、いずれの年齢においても全国の就園率より高くなっています。

図表 25 年齢別幼稚園就園状況（令和5年）

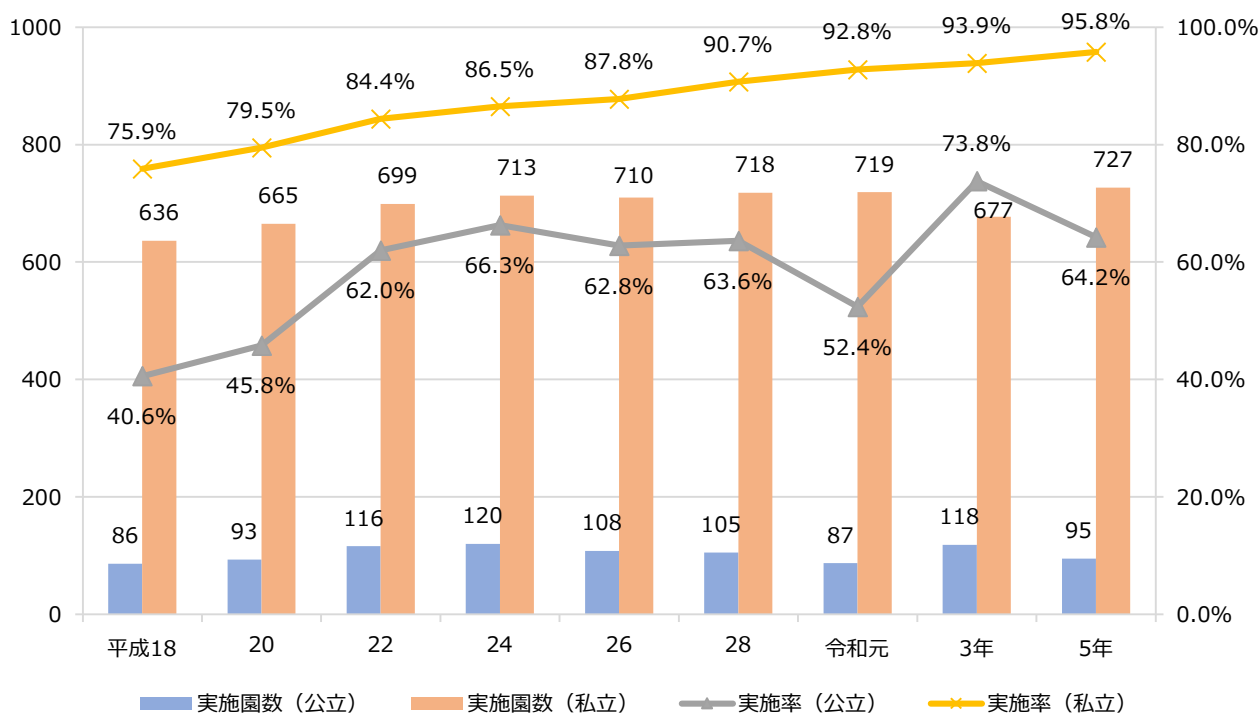


資料：総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都教育庁「教育人口等推計報告書」

（注）全国は、令和4年10月現在の年齢別人口（総務省「人口推計」と令和5年5月1日現在の園児数（文部科学省「学校基本調査」）より算出

- 預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことです。東京都においては、公立で 64.2%、私立で 95.8%の幼稚園が預かり保育を実施しています。

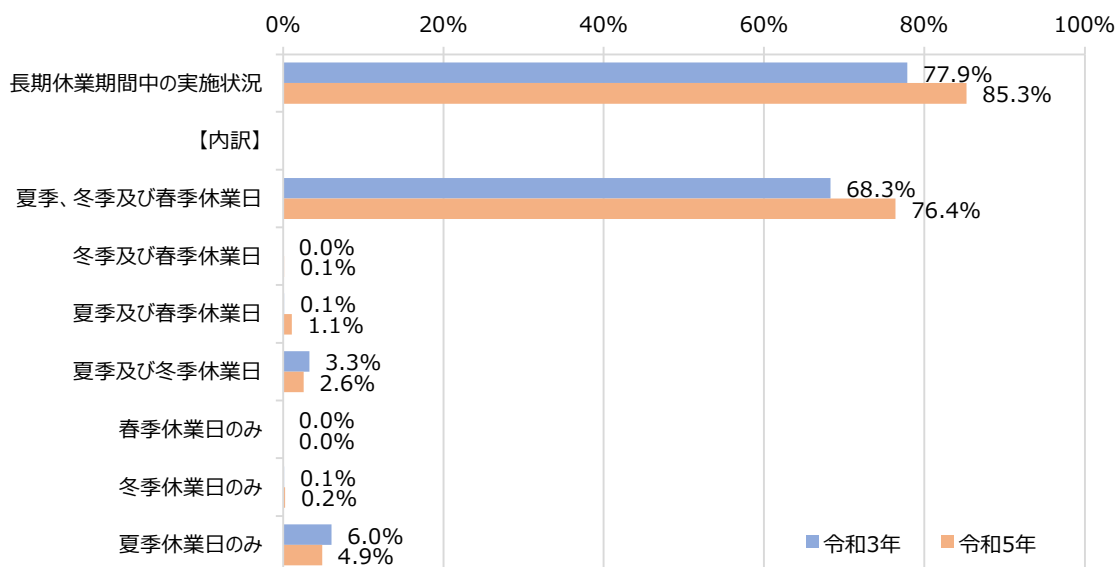
図表 26 預かり保育実施状況



資料：文部科学省調査「幼児教育実態調査」

- 長期休業期間中の預かり保育の実施状況を見てみると、令和 5 年の実施率は 85.3%であり、夏季、冬季及び春季休業日のいずれも実施している割合は 76.4%となっています。

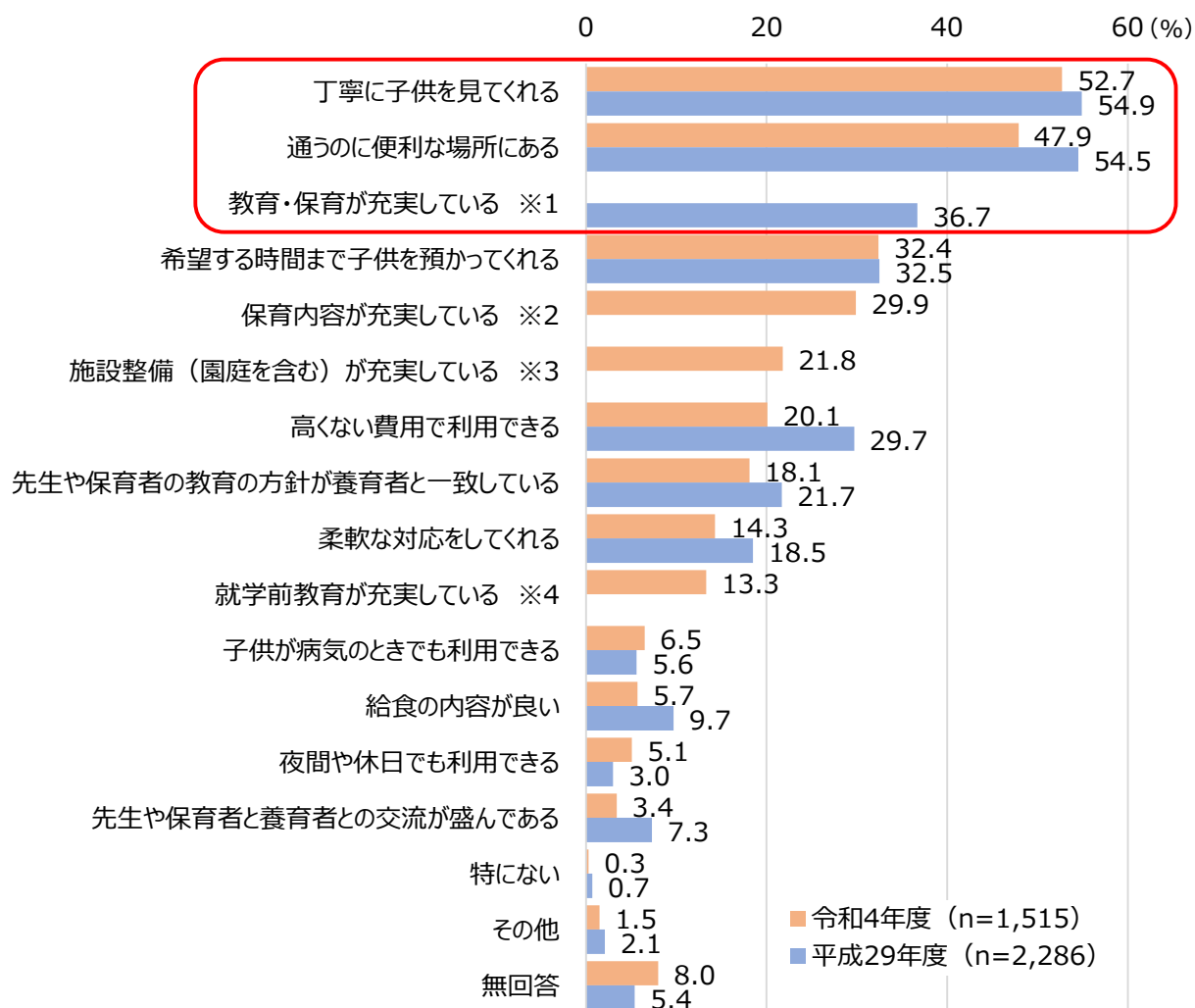
図表 27 長期休業期間中の預かり保育実施状況



資料：文部科学省調査「幼児教育実態調査」

- また、保護者は子供の預け先を選ぶ際に、「丁寧に子供を見てくれる」、「通うのに便利な場所にある」、保育内容、施設整備、就学前教育などの「教育・保育の充実している」ことを重視しています。

図表 28 子供の預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕－29 年度調査との比較



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

（注）平成29年度調査では※1としていた選択肢について、令和4年度調査では※2、※3及び※4の選択肢に再構築して調査を実施したため、※1の令和4年度データは存在せず、また、※2、※3及び※4については平成29年度のデータは存在しない。

< 保育サービスの状況 >

(これまでの取組)

- 保育を必要としているにもかかわらず、保育サービスを利用できない児童を、待機児童といいます。都内の待機児童数は、平成 20 年度に増加に転じ、その後、7 千人から 8 千人台で推移してきました。待機児童の約 9 割は、0 ～ 2 歳児が占めています。
- 都は、平成 27 年 3 月の第 1 期計画の策定に際し、区市町村や保育事業者の負担を軽減する都独自の支援を行うとともに、多様な設置主体の参入を促すため、株式会社や NPO 法人などが行う施設整備に対する独自補助を実施し、保育サービスの拡充を進めてきました。
- また、平成 28 年 9 月に、「待機児童解消に向けた緊急対策」を取りまとめ、平成 28 年 12 月に策定した「2020 年に向けた実行プラン」において、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年度末までの 4 年間で保育サービス利用児童数を 7 万人増やすことを目標としました。
- さらに、平成 29 年 9 月には、「待機児童解消に向けた追加対策」を取りまとめ、平成 30 年 1 月の「「3 つのシティ」の実現に向けた政策の強化」において、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年度末までの 3 年間で保育サービス利用児童数を 6 万人増やすことを目標とし、平成 26 年から平成 31 年の 5 年間で、待機児童数は、8,672 人から 3,690 人と、約 5,000 人減少しました。
- 令和 2 年 3 月に策定した第二期計画（令和 5 年 3 月中間見直し版）においては、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年度末までに保育サービス利用児童数を 3.8 万人増やすことを目標とし、更なる保育サービスの拡充を進めてきました。
- こうした取組の結果、令和 4 年には、待機児童数は、3,690 人から 9 割以上減少し、300 人となり、以降同水準で推移しています。一方で、保育サービス利用率は、59.1%まで上昇しました。

（保育サービスの状況）

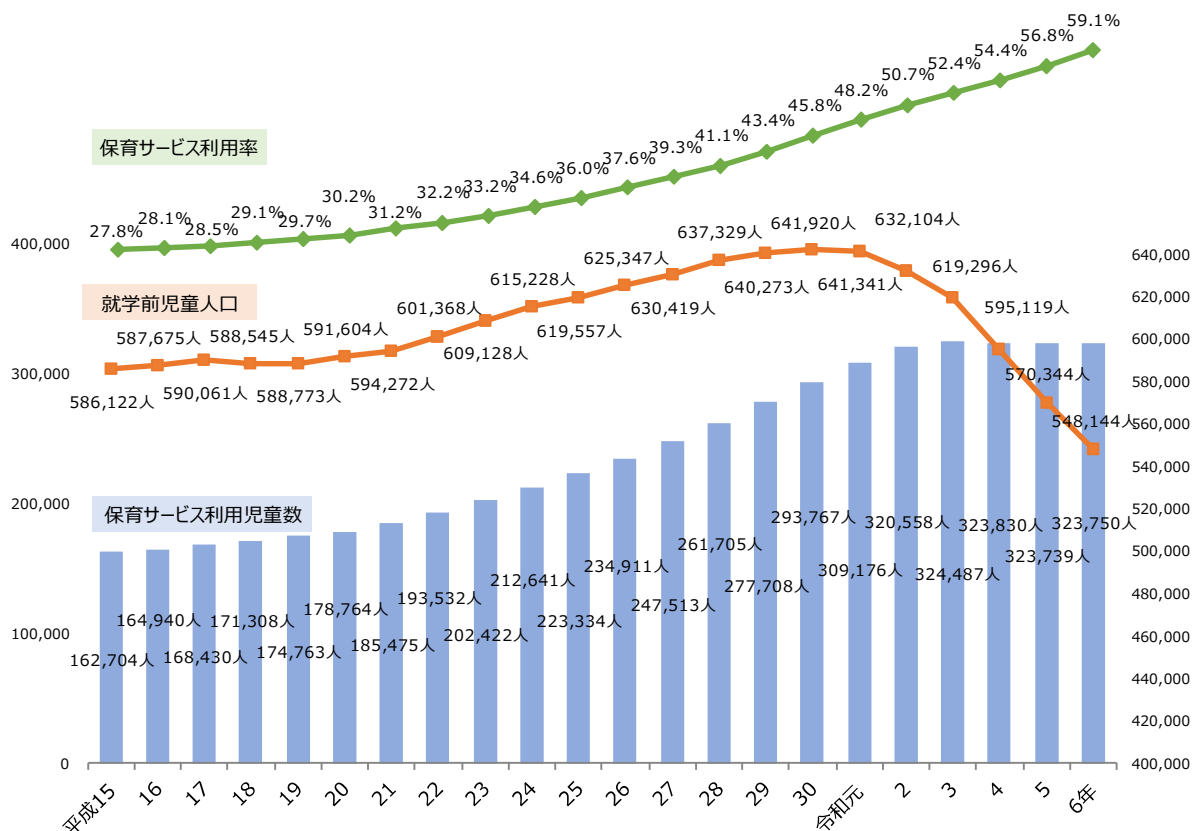
- 都における令和6年4月の状況をみると、認可保育所の定員充足率は89.7%、認証保育所の定員充足率は84.9%となっています。
- 保育サービスの利用児童数は、令和6年4月現在で323,750人、就学前児童人口に対する比率（利用率）は、59.1%となっています。保育サービスの利用率は、年々増加しています。

図表 29 認可保育所と認証保育所の利用状況（令和6年4月）

	認可保育所	認証保育所
定員	320,389 人	13,946 人
利用児童数	287,492 人	11,847 人
利用率	89.7%	84.9%

資料：東京都福祉局

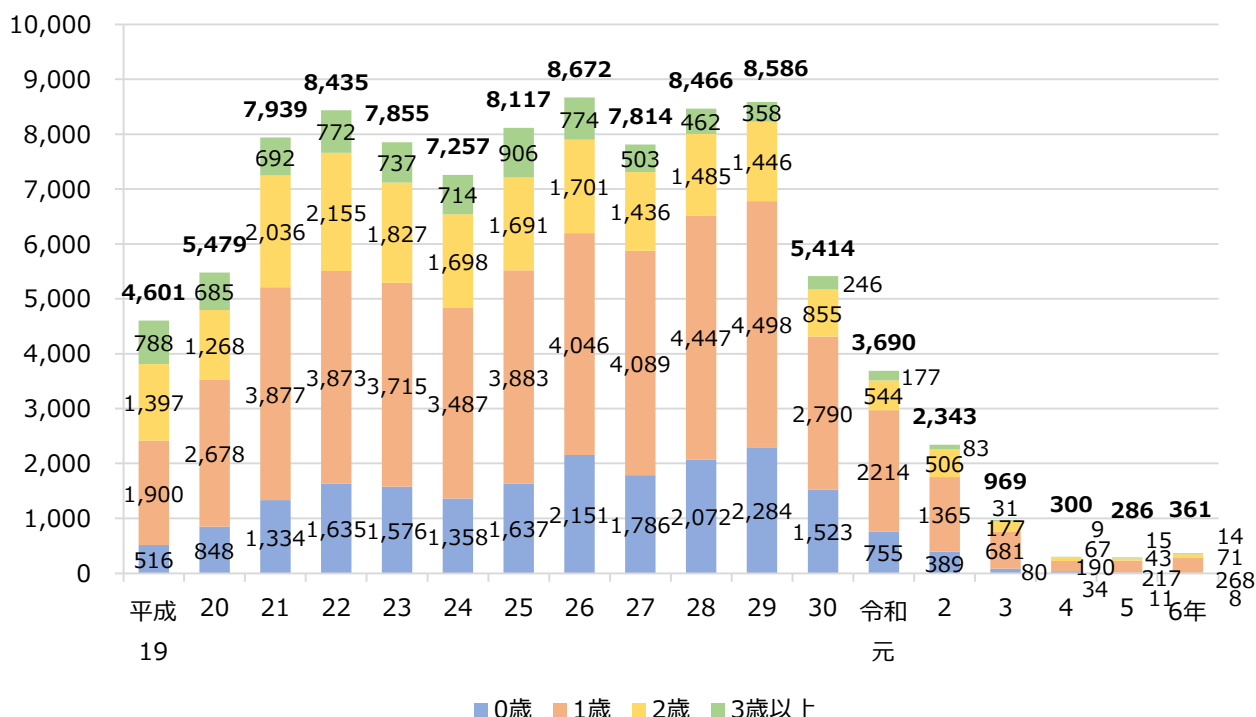
図表 30 保育サービス利用児童数等（東京都）



資料：東京都福祉局

- 都内の待機児童数は、平成 29 年の約 8,600 人から、大幅に減少し、令和 4 年以降は 300 人前後で推移しています。

図表 31 都内の待機児童数（各年 4 月 1 日現在）



資料：東京都福祉局

- 保育サービスは、保育の実施主体である区市町村により、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じて様々な資源を活用して提供しています。

図表 32 保育サービス種別ごとの利用児童数 各年 4 月 1 日現在

	認可 保育所	認証 保育所	認定 こども園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	定期利用 保育事業	企業主導型 保育	区市町村 単独施策	合計
平成30年度	254,484人	17,890人	5,822人	1,669人	7,338人	684人	126人	1,285人	348人	4,121人	293,767人
令和元年度	269,627人	16,218人	6,269人	1,607人	7,652人	752人	160人	1,201人	727人	4,963人	309,176人
2年度	283,014人	14,734人	6,804人	1,469人	7,572人	736人	186人	1,077人	772人	4,194人	320,558人
3年度	287,937人	13,645人	7,758人	1,257人	7,235人	667人	164人	771人	745人	4,308人	324,487人
4年度	289,076人	12,649人	8,348人	1,200人	6,775人	656人	134人	621人	677人	3,694人	323,830人
5年度	288,070人	12,096人	9,654人	1,168人	6,629人	633人	117人	753人	667人	3,952人	323,739人
6年度	287,492人	11,847人	10,886人	1,166人	6,782人	633人	124人	705人	680人	3,435人	323,750人

資料：東京都福祉局

- 延長保育や、一時預かり、障害児保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスを実施する保育施設は増加傾向にあります。

図表 33 多様な保育サービスの実施状況 各年度補助事業実績

	保育所数	延長保育実施保育所数		休日保育実施
		(夜間保育を含む)	うち2時間以上延長	保育所数
平成28年度	2,342施設	2,140施設	756施設	67施設
29年度	2,558施設	2,323施設	849施設	52施設
30年度	2,811施設	2,669施設	1,064施設	53施設
令和元年度	3,066施設	2,897施設	1,221施設	53施設
2年度	3,325施設	3,065施設	1,347施設	68施設
3年度	3,477施設	3,284施設	1,451施設	70施設
4年度	3,569施設	3,306施設	1,518施設	75施設

	一時預かり 利用児童数	定期利用 保育利用 児童数	障害児保育		病児・病後児	
			保育所数	児童数	実施区市	施設数
平成28年度	1,371,284人	165,757人	1,647施設	4,894人	48か所	134施設
29年度	2,189,740人	190,940人	1,767施設	5,196人	48か所	144施設
30年度	2,441,434人	205,207人	1,963施設	5,573人	48か所	149施設
令和元年度	2,700,714人	185,622人	2,037施設	5,839人	48か所	159施設
令和2年度	2,253,704人	156,561人	2,178施設	6,445人	48か所	161施設
3年度	2,678,738人	131,687人	2,324施設	6,952人	48か所	159施設
4年度	2,965,762人	111,168人	2,504施設	7,342人	48か所	160施設

資料：東京都福祉局

- ここ数年の新規の保育士登録者数は、6千人台から8千人台で推移しています。

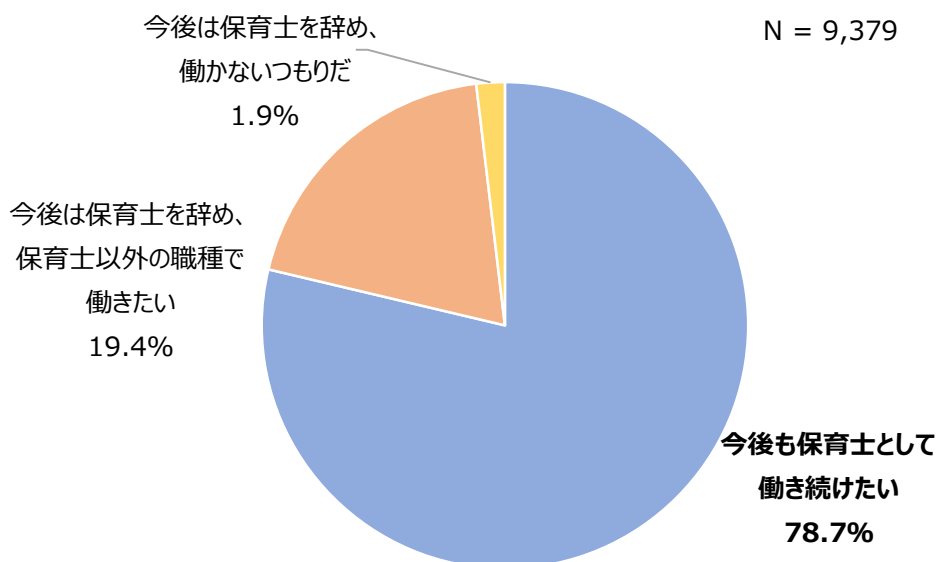
図表 34 保育士登録数

	新規登録者数	登録簿記載者数
平成 27 年度	7,829 人	116,227 人
28 年度	8,867 人	125,094 人
29 年度	8,442 人	133,536 人
30 年度	8,033 人	141,569 人
令和元年度	8,195 人	149,764 人
2 年度	6,523 人	156,287 人
3 年度	7,114 人	163,401 人
4 年度	7,515 人	170,916 人
5 年度	6,812 人	177,728 人

資料：東京都福祉局

- 令和 4 年度に実施した東京都保育士実態調査結果によると、現在保育に従事している保育士のうち 78.7%の方が「今後も保育士として働きたい。」と回答しています。

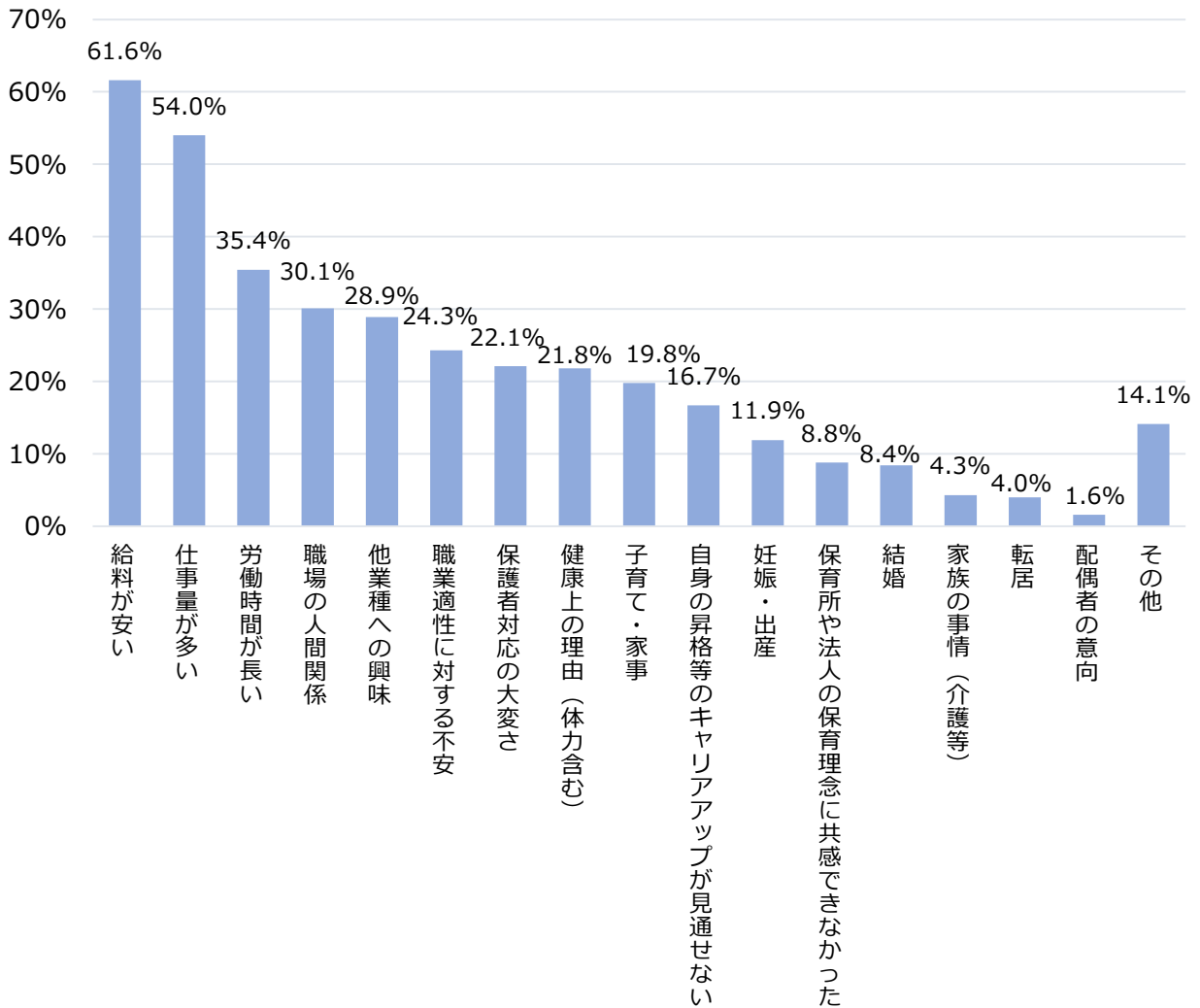
図表 35 現任保育士の就業継続に関する意識（令和 4 年）



資料：東京都福祉局「東京都保育士実態調査」

- 19.4%が退職の意向をもっていますが、退職意向の理由は、「給料が安い」、「仕事量が多い」、「労働時間が長い」など、勤務条件に関わるものが高い割合を示しています。

図表 36 退職を考えている現任保育士の退職意向理由（令和４年）

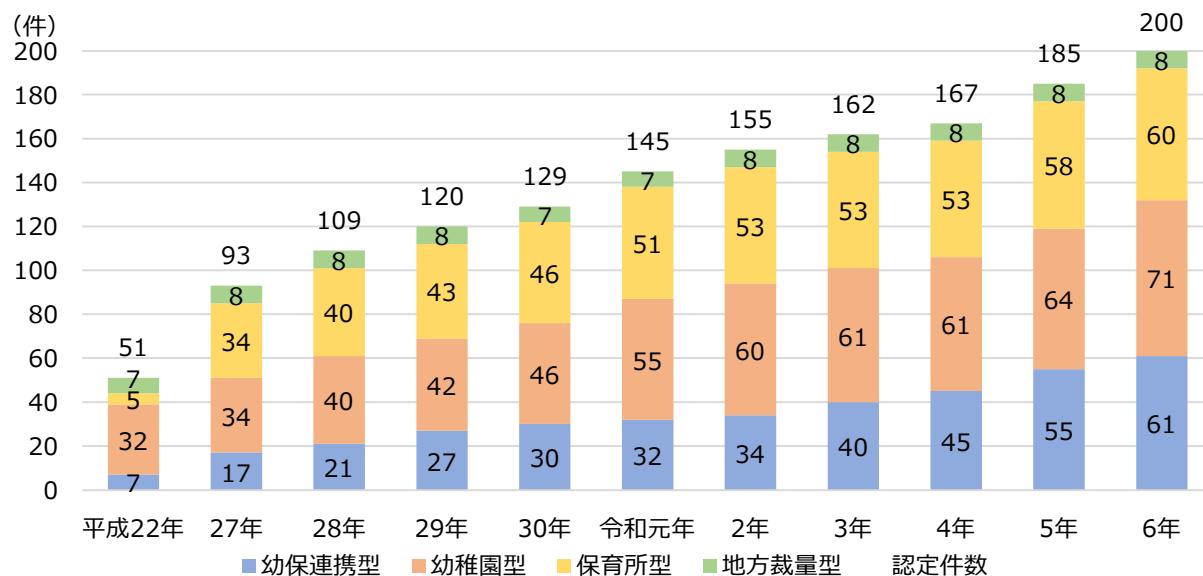


資料：東京都福祉局「東京都保育士実態調査」

< 認定こども園の状況 >

- 東京都の認定こども園の認可・認定件数は 200 施設（令和 6 年 4 月 1 日現在）となっており、このうち幼稚園型が 71 施設、保育所型が 60 施設となっています。

図表 37 認定こども園の認可・認定件数の推移（各年 4 月 1 日現在）（東京都）



資料：東京都福祉局

（注）幼保連携型認定こども園は、平成 27 年度から認可施設に制度変更

図表 38 認定こども園の認定件数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
東京都	200 件	30 件	170 件	61 件	71 件	60 件	8 件
全国	10,483 件	1,567 件	8,916 件	7,136 件	1,506 件	1,754 件	87 件

資料：内閣府「認定こども園に関する状況について（令和 6 年 4 月 1 日現在）」

（注）幼保連携型認定こども園は、平成 27 年度から認可施設に制度変更

- また、定員（令和 6 年 4 月 1 日現在）は、都全体で 36,723 人、そのうち保育を必要とする子の定員が 18,232 人、それ以外の子の定員が 18,491 人となっています。

図表 39 認定こども園の定員（東京都）（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
全体	1,135人	2,213人	2,578人	1,178人	9,284人	10,099人	10,236人	36,723人
保育を必要とする子	1,135人	2,213人	2,578人	0人	4,031人	4,121人	4,154人	18,232人
上記以外の子	0人	0人	0人	1,178人	5,253人	5,978人	6,082人	18,491人

資料：東京都福祉局

【2 就学前教育の充実】

< 現状と課題 >

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、平成 29 年 3 月に改訂・改定が同時に告示され、就学前教育¹のねらいや内容等の一層の整合性が確保されました。その中では、就学前教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしていくことの必要性が示されています。
- また、五つの領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に示されたねらい及び内容に基づく教育及び保育活動全体を通して資質・能力が育まれている 5 歳児後半に見られるようになる姿を明確化した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されています。
- 国においては、「幼保小の架け橋プログラム」の推進などの取組が進められています。また、幼稚園、保育所、認定こども園においては、要領・指針の趣旨を踏まえた教育の実現に向けて着実な実践が積み重ねられてきています。
- 幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることや、0 歳から 18 歳の子供の発達や学びが連続していることを踏まえ、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、就学前教育の充実を図ることが必要です。

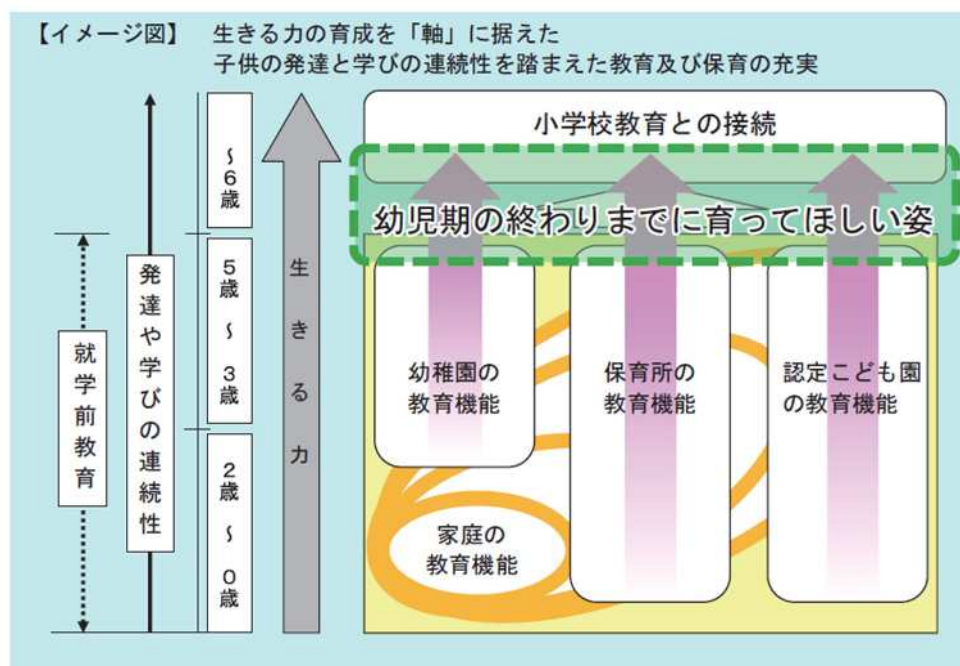
< 取組の方向性 >

- 乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進します。
- 乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等指導資料の普及啓発を図り、区市町村や学校法人等と連携し、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。
- 都内の 3 歳から 5 歳までの就学前児童の約 4 割が幼稚園に就園し、うち私立幼稚園に在園する園児の割合は約 9 割を占めています。建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っており、量・質ともに重要な役割を担う私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。

¹ 幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供に対する教育。本計画においては、乳幼児期における家庭教育を包含

- 全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援します。
- 幼児が生きる力²の基礎を身に付け、小学校入学後の学習や集団生活に適応できるよう、「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」の活用を促進するとともに、保育者や小学校教員を対象とした研修会等を開催するなど、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。
- また、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るために、その重要性について、協議会等を通して保育・教育関係者に広く啓発するとともに、東京都教育委員会が作成した指導資料の活用を促進します。

■就学前教育のイメージ図



² 変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
88	小学校との連続性を踏まえた 就学前教育の充実	教育庁	幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、幼稚園、保育所等の就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。
89	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁	子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。
90	子供の読書活動の推進	教育庁	児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。 また、関係機関と連携し、公立学校のほか、私立学校や児童福祉施設への情報提供も進めていく。 ○乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発 ○小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援 ○高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおすすめ本の紹介等 ○障害のある児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等 ○読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等

番号	事業名	所管局	事業概要
91	私立幼稚園等への助成	生活文化スポーツ局	○私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。 ○私立幼稚園等施設型給付費負担金 新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。 ○私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。
92	私立幼稚園等における預かり保育の充実	生活文化スポーツ局	○私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。 また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設との連携による卒園児受入れ、2歳児の定期利用に取り組む私立幼稚園を「TOKYO 子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行う。
93	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化スポーツ局	○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。 ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された施設等利用給付の一部を負担し、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。
94	公立幼稚園における預かり保育の充実	教育庁	新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。

番号	事業名	所管局	事業概要
95	とうきょう すくわくプログラム推進事業	子供政策連携室	全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援する。
再掲	多様な他者との関わりのお機会の創出	福祉局	

【3 保育サービスの充実】

< 現状と課題 >

（質の高い保育の確保・充実）

- 都は、これまでも、保育の実施主体である区市町村による、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの整備を支援してきました。
- 認証保育所は、平成 13 年度の制度創設以降、都の保育施策の重要な柱の一つとして、認可保育所が対応し切れない大都市特有の多様なニーズに柔軟に対応しています。保育サービスや地域の子育て支援の充実に一層貢献していくよう、引き続き支援していく必要があります。
- 平成 30 年度からは、待機児童の保護者、育児休業満了者、夜間帯保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する場合の利用料の一部の補助を開始し、その後、一時預かりの支援など対象の拡大を図るとともに、ベビーシッターを安心して利用できるよう、保育の質向上に取り組む事業者を支援しています。
- 引き続き保育ニーズに的確に対応し、待機児童解消を維持していくために、都内全域の動向を踏まえるとともに、局地的な人口流入等、地域における保育ニーズの変化にもきめ細かく対応していく必要があります。
- 区市町村や事業者が地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組めるよう、支援することが必要です。
- 子供の育ちを支えるために、豊かな遊びと体験の機会を提供していくことは大切です。
- 保育人材の資質向上のため研修の受講を促進するとともに、保育人材が自らの専門性をより発揮できる環境を整備することが必要です。
- 区市町村との連携による適切な指導監督、第三者評価の受審の促進のほか、事故防止の徹底や事故が発生した場合の着実な再発防止の取組を行っていくが必要です。

（全ての子供の育ちの支援）

- 多様な子供や大人との関わりは、子供の育ちにとって重要です。令和 5 年度からは、乳幼児期から多様な他者との関わりを持ち、子供が健やかに成長できるよう、就労等の有無にかかわらず、幼稚園や保育所等で子供を定期的に預かる取組を開始しています。

なお、国においても、令和 8 年度より、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、幼稚園・保育所等を利用できる「乳児等のための支援給付」（こども誰でも通園制度）を創設することとしています。
- ライフスタイルや就労形態の多様化、特に配慮を要する子供が増加する中、実施

主体である区市町村が、延長保育や夜間保育、病児保育、障害のある児童や医療的ケアが必要な児童（以下、「医療的ケア児」という。）の対応など、ニーズに応じたきめ細かい保育の提供や子供の育ちの支援が行えるよう、支援していく必要があります。

- 保育所は、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう務める必要があります。

（保育人材の確保・定着）

- より良い保育サービスを提供する上で、保育人材の確保は極めて重要です。
- 登録簿記載者数は増加していますが、資格を有していても保育以外の分野に就業している方や退職して働いていない方も多く、こうした潜在保育士の活用も課題となっています。
- 都内保育士の有効求人倍率は 3.41 と、全国平均 2.41 を上回っており、保育人材が需要に対して十分ではありません。

<取組の方向性>

- これまでの取組により待機児童がほぼ解消したことを踏まえ、待機児童対策を中心とした「量の拡大」から、「保育の質の向上」、保育の必要性の有無に関わらない「子育ての支援」に重点をおいて施策を推進していきます。

（質の高い保育の確保・充実）

- 子供のより良い育ちに資するため、質の高い保育の確保・充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービス向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。
- 全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援します。（再掲）
- 子供を主体とした保育等の実践や不適切保育防止に係る保育者向け研修等により保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図り、保育の質の向上及び保育の充実につなげます。
- 保育の質の向上を図るため、事務職員や保育補助者の配置支援によって、施設長や保育士が本来の役割に注力できる環境を整備します。
- 第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整えます。
- 子供の健康及び安全の確保のため、子供の健康支援、食育の推進、施設における環境及び衛生並びに安全管理、災害への備えなど保育所保育指針で示されている

内容を踏まえながら、散歩等の園外活動やバス送迎も含め、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応が図られるよう、区市町村と連携しながら取り組んでいきます。

- また、引き続き保育ニーズに的確に対応し待機児童解消を維持していくため、地域の実情に応じた様々な保育サービスの提供や、認可保育所や認証保育所の空き定員を活用して、保育ニーズの変化に応じた受け皿を確保する取組を支援していきます。

（全ての子供の育ちの支援）

- 望む人誰もが、安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向け、保育料の無償化を図ります。
- 特に支援を要する子供が増加する中、これまでの病児保育、障害児、アレルギー児などへの支援に加え、医療的ケア児の受入体制の整備や外国につながる子供への対応など、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。
- ライフスタイルや就労形態が柔軟化・多様化する中、夜間保育や休日保育などを行う区市町村や事業者を支援していきます。
- 病児保育施設の設置を促進するとともに、ベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、急な依頼にも対応可能な体制の確保等に取り組む事業者を支援し、取組の評価・検証を通じて事業内容の充実を目指します。
- 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる取組を推進します。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援します。
- 医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外の他者との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。
- 保育所等で地域の子育て家庭を対象とした育児相談などを行うことにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減につなげる取組を支援していきます。
- 全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援します。（再掲）

（保育人材の確保・定着）

- 資格取得や就職・定着を支援するため、保育士資格取得に要する費用を補助するとともに、就職支援と就職後のフォローや就職相談会、宿舍借り上げ支援などを実施します。

- 職場への定着が一層図られるよう、メンタルヘルスに関する研修の取組を支援します。
- 認可外保育施設に対する研修の実施や、区市町村等が行う研修に係る経費を補助します。
- 職責等に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援するとともに、保育士等キャリアアップ研修の実施を支援します。
- 事務職員や保育補助者の配置支援によって、施設長や保育士が本来の役割に注力できる環境を整備します。(再掲)

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
96	保育サービスの充実（認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育）	福祉局	地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを提供する区市町村を支援する。 ○認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設 ○認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設 ○認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設 ○家庭的保育事業 家庭的保育者がその居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業 ○小規模保育事業 定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業 ○居宅訪問型保育事業 家庭的保育者が、乳児または幼児の居宅において保育を行う事業 ○事業所内保育事業 事業主が、従業員及び地域の児童のために保育を行う事業 ○企業主導型保育事業 国の助成を受けて、企業が主として従業員のために保育を行う事業（地域の児童も受け入れ可能） ○定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス
97	子育て推進交付金	福祉局	子育て支援の主体である市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援を充実。
98	< 保育サービスの充実 > 認可保育所	福祉局	賃貸物件による保育所等を設置するために要する開設前の建物賃借料の一部を補助することにより、保育所の設置を支援する。
99	< 保育サービスの充実 > 認証保育所	福祉局	大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費、修繕費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
100	< 保育サービスの充実 > 認定こども園	生活文化スポーツ局 福祉局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置を支援する。
101	< 保育サービスの充実 > 定期利用保育事業	福祉局	認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を引き続き実施していく。
102	< 保育サービスの充実 > 家庭的保育事業	福祉局	区市町村が行う都独自の家庭的保育事業等に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による家庭的保育事業の活用を支援する。
103	< 保育サービスの充実 > 小規模保育事業	福祉局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による小規模保育事業の活用を支援する。
104	< 保育サービスの充実 > 居宅訪問型保育事業	福祉局	区市町村による居宅訪問型保育事業の活用を支援する。
105	< 保育サービスの充実 > 企業主導型保育事業	福祉局	○企業主導型保育の地域枠の確保・拡大を図るため、地域枠分について、保育士等の処遇改善に向けた取組を支援する。 ○既存の企業主導型保育施設の地域枠の活用や利用促進に取り組む区市町村を支援する。
106	ベビーシッター利用支援事業	福祉局	保育所等を利用できない保護者、夜間や一時的に保育を必要とする保護者等がベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助するとともに、保育の質向上に取り組む事業者を支援する。また、学齢児の長時間預かりや障害児、ひとり親世帯等のニーズに対応する。
107	保育所等利用世帯負担軽減事業	福祉局	認可保育所等の保育料（利用者負担分）について、無償化を図る区市町村を支援する。
108	認可外保育施設利用支援事業	福祉局	認証保育所の保育料の上限額を基準として、認証保育所・認可外保育施設の保育料（利用者負担分）について、無償化を図る区市町村に対し経費の一部を補助する。
109	緊急1歳児等受入事業	福祉局	認可保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、1歳児等を緊急的に受け入れる区市町村を支援する。
110	認証保育所1歳児等受入促進事業	福祉局	認証保育所の空き定員や余裕スペースを活用し、1歳児等の受け入れを促進する。

番号	事業名	所管局	事業概要
111	待機児童解消区市町村支援事業	福祉局	保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため、国の整備費補助の補助基準額に「高騰加算」を上乘せし、待機児童解消（解消状態の維持）及び保育サービスの充実に向けた区市町村の取組を支援する。
112	保育環境改善等事業	福祉局	駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等を行う区市町村を支援する。
113	保育所等用地確保の支援	福祉局	都有地の減額貸付や、定期借地権設定に際して授受される一時金への補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を支援する。 ○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助し、認可保育所等を設置する区市町村を支援する。 ○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。都内の地価高騰に対応するため、借地料補助の上限額及び都の負担割合を引き上げ、区市町村と事業者の負担を軽減する。
114	民有地マッチング事業	福祉局	民有地や空き家等を活用した認可保育所や小規模保育等の整備を進めるため、不動産事業者等と連携して物件確保に取り組む区市町村を支援する。
115	とうきょう保育ほうれんそう	福祉局	都有地を活用した保育所の整備を推進するため、民間保育事業者等からの都有地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供する。 ＊ほうれんそう：「方法のアドバイス（ほう）」、「連携（れん）」、「相談（そう）」の頭文字をとったもの。
116	民有地を活用した保育所等整備促進税制	主税局	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、23区内において、保育所等として使用するために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を減免する。（令和9年4月1日まで）
117	認証保育所に対する減免	主税局	認証保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進を図るため、その事業者等に課する不動産取得税、固定資産税・都市計画税（23区内）及び事業所税（23区内）を減免する。
118	夜間帯保育事業	福祉局	深夜帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所を支援することで、都民が安心して利用できる夜間帯（22時から翌7時まで）及び休日の保育を提供する。
119	夜間保育事業	福祉局	保護者の就労等の事情により、夜間（おおそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
120	延長保育事業	福祉局	保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11 時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。
121	休日保育事業	福祉局	保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。
122	東京都病児保育推進事業	福祉局	○病児保育事業費補助 病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う区市町村を支援する。 ○病児・病後児保育の設置等の促進 病児・病後児保育の経営の安定性確保や新規参入を後押しするとともに、保育中の体調不良児について在籍する保育所等で看護師等が一時的に預かる取組を推進するため、実施計画を定めた区市町村に対して、都独自に支援を行う。 ○ベビーシッターを利用した病児保育に係る検証事業 保護者が安心してベビーシッターによる病児保育を受けられるよう、都が主体となり、区市町村と連携しながら、急な依頼にも対応可能な体制の確保やベビーシッターの処遇改善等に取り組む事業者を支援するとともに、認定事業者の取組の評価・検証を通じて事業内容の充実を目指す。
123	医療的ケア児への支援	福祉局	医療的ケア児を受け入れる保育所等への看護師の派遣や、医療的ケアを行う看護師、保健師、又は助産師を保育所等に配置する区市町村を支援する。
124	送迎保育ステーション事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	自宅から遠距離にある保育所でも通えるよう、保護者にとって利便性のよい保育所等に送迎ステーションを設置し、バス等により児童の送迎を行う区市町村を支援する。
125	都庁内に地域に開放した保育施設の設置	総務局	民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成 28 年度に都自らがシンボリックな事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する（平成 28 年 10 月設置済み）。

番号	事業名	所管局	事業概要
126	保育の質の確保	福祉局	○保育所等における保育の提供体制や事故防止対策等について、事業者から運営状況等の報告を求めるとともに、区市町村と連携した効果的な指導監督を行うことにより、適正な施設運営及びサービスの質の確保を図る。 ○質を確保するため、各施設及び事業における自己評価や第三者評価の実施を促していく。 ○区市町村による保育従事職員に対する研修受講促進の取組を支援していく。 ○認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修を実施。 ○認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行う。 ○保育所、認定こども園等における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面や各基準の遵守状況等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援する。 ○認証保育所へ移行する認可外保育施設に対して、運営費や改修費の一部を補助することにより、認可外保育施設の保育の質を確保するとともに、区市町村による受け皿の整備を支援する。
127	保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉局	アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、障害児保育、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。
128	保育体制強化事業	福祉局	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育支援者）を、保育に係る周辺業務や園外活動時における見守り活動に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。

番号	事業名	所管局	事業概要
129	保育人材の確保及び定着支援	福祉局	○保育士有資格者に対する就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や、キャリアカウンセリングの実施、保育人材コーディネーターによる就職支援及び就職後のフォローアップを行うことにより、保育人材の確保・定着を図る。 ○社会保険労務士による対面・双方向での講座を開講し、保育事業者から挙げられた課題を踏まえ、課題解決の糸口を見出し、職場環境の整備を進め、定着支援を図る。 ○保育に特化した常設のプラットフォーム開設し、保育の魅力やそのやりがい等について情報を発信する。 ○保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図る。 ○指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、保育士の養成・確保を図る。 ○保育事業者等が保育従事者向けの宿舍を借り上げる際に要する経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び定着を図る。 ○保育従事者の職責に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援し、保育人材の確保及び定着を図る。 ○保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保を図る。 ○保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、保育人材の確保・定着を図る区市町村の取組を支援する。 ○保育士養成施設が行う、卒業予定者向け就職説明会やOBとの交流会等の取組を支援することにより、新卒者の保育施設等への就職を促進する。 ○保育所等の職員に対し、臨床心理士等による相談・助言等を行い、保育従事職員等の定着を図る区市町村を支援する。 ○認可保育所において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 ○認可保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 ○書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所等におけるＩＣＴ化を推進することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。
130	保育士等キャリアアップ研修支援事業	福祉局	技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援する。

番号	事業名	所管局	事業概要
131	多様な他者との関わりのお の創出	福祉局	他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる取組を推進する。 併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援する。
132	◆ 医療的ケア児等の育ちの支援事業	福祉局	医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外の他者との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図る。
133	保育所等における地域の子育て支援事業	福祉局	保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を活かした子育て支援を実施するなど、在宅子育て家庭の育児不安の軽減に取り組む区市町村を支援する。
134	子供主体の保育に係る保育者向け研修事業	福祉局	子供主体の保育に係る保育者向け研修を実施する区市町村を支援することにより、保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図り、保育の質向上及び保育の充実につなげる。
135	保育所等における要支援児童等対応推進事業	福祉局	保育所等において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。
136	◆ 虐待等の不適切な保育に関する相談対応事業	福祉局	認証保育所・認可外保育施設における不適切な保育に関する相談窓口の設置等により、虐待等の不適切な保育に関する相談対応に係る体制を強化する。
137	◆ 認証保育所等における地域の子育て支援への対応強化事業	福祉局	認証保育所等が、空きスペース等を活用し、地域の子育て支援等に資する取組を着実に進めるよう支援する。
138	◆ 認証保育所障害児受入促進事業	福祉局	障害児の受入状況等に応じて必要な職員を配置し、障害児の受入れを促進することにより、認証保育所における障害児保育の推進を図る。
139	◆ 保育所等の業務負担軽減支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉局	認可保育所等において、ICTを活用した会計業務を行う職員を配置することにより、施設長等の業務負担を軽減し保育の質の向上を図る区市町村を支援する。
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事业・選択事業・一般事業)	福祉局	
再掲	子育て支援員研修	福祉局	
再掲	とうきょう すくわくプログラム推進事業	子供政策連携室	

< 目標を掲げている取組 >

番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標）	令和 5 年度実績
119	夜間保育事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	延長保育事業 （午後 9 時までの開所） 9 区市 夜間保育所 2 区 計 9 区市（7 区 2 市）（上記のいずれか又は両方を実施）
120	延長保育事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	51 区市町 （23 区 26 市 2 町）【交付決定ベース】
121	休日保育事業	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	現時点で回答不可（厚労省の調査をもとに区市町村の実績を集計するが、集計できていないため。）
122	東京都病児保育推進事業	福祉局	242 か所	172 か所
123	医療的ケア児への支援	福祉局	62 区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	39 自治体

【4 認定こども園の充実】

< 現状と課題 >

- 保育所は保護者の就労等の事情により家庭で養育できない子を保育する施設、幼稚園は満 3 歳以上の就学前の子に対し教育を行う施設として、その位置付けが区別されてきたところ、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、子育てについて不安を感じている保護者への支援が不足していることなどの問題から、既存の保育所と幼稚園の枠組みを超えた新たな仕組みが求められていました。
- こうした課題に対応するため、平成 18 年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」が成立・施行され、認定こども園制度が始まりました。平成 24 年 8 月には認定こども園法の改正（平成 27 年 4 月施行）により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」としての新たな幼保連携型認定こども園が創設されました。
- 認定こども園の特徴として、幼児教育・保育の一体的提供と、地域における子育て支援機能があります。一つの施設が幼稚園機能と保育所機能を有しているため、保護者の就労状況が変化しても、引き続き同一施設の利用が可能です。また、すべての子育て家庭を対象に、育児相談や、一時預かりなど、子育て支援を実施しています。
- 認定こども園には以下の 4 つの類型があります。

● 幼保連携型

幼保連携型認定こども園としての認可を受け、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ施設。学校教育・保育及び家庭における子育て支援を一体的に提供する。

● 幼稚園型

認可幼稚園が、保育を必要とする子供の保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

● 保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子供以外も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

● 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす類型

■ 認定こども園の類型



< 取組の方向性 >

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。
- 国の補助制度に加えて、国の補助制度の対象にならない地方裁量型認定こども園等についても、都独自に施設整備費補助を実施します。
- 事業者が認定こども園への移行を希望する場合には、意向を踏まえつつ、地域の実情に応じ、基準を満たしていれば原則認可・認定します。

< 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数（各年４月１日） >

	令和 7 年	令和 8 年
幼保連携型	6 2 か所	6 8 か所
幼稚園型	8 0 か所	8 1 か所
保育所型	6 0 か所	6 1 か所
地方裁量型	8 か所	8 か所
合計	2 1 0 か所	2 1 8 か所

- 幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭が教育・保育を提供します。そこで、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村への補助の実施などにより、保育教諭の確保等を図っていきます。
- 質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携しながら推進します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

番号	事業名	所管局	事業概要
140	認定こども園の設置支援	生活文化スポーツ局 福祉局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置を支援する。 幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。
141	保育教諭の確保	生活文化スポーツ局 福祉局	保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用（任用）されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。

コ ラ ム

後日更新